

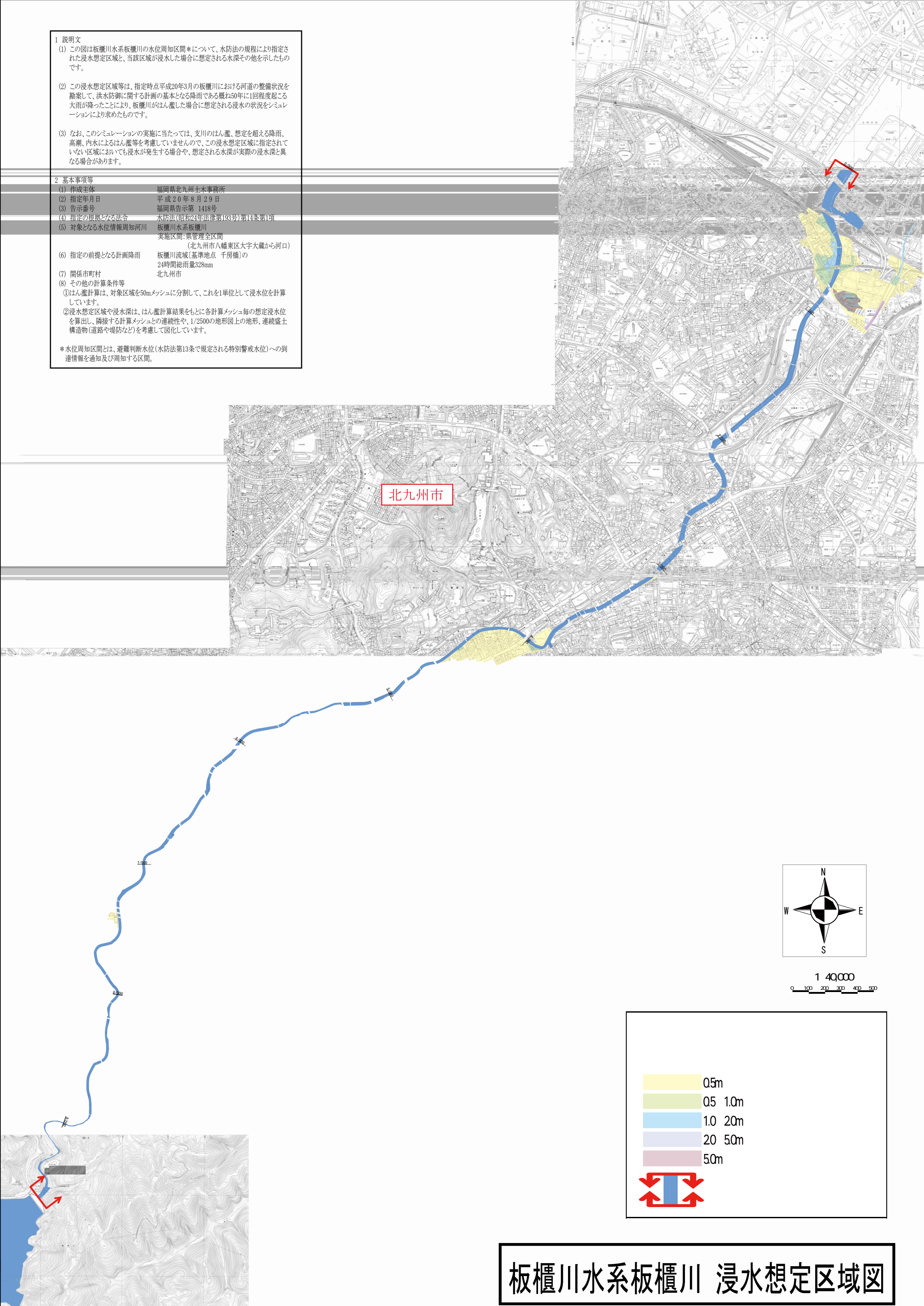
1 説明文

- (1) この図は板櫃川水系板櫃川の水位周知区間*について、水防法の規程により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。
- (2) この浸水想定区域等は、指定時点平成20年3月の板櫃川における河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、板櫃川がはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 福岡県北九州土木事務所
- (2) 指定年月日 平成20年8月29日
- (3) 告示番号 福岡県告示第1418号
- (4) 指定の根拠となる法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
- (5) 対象となる水位情報周知河川 板櫃川水系板櫃川
実施区間: 県管理全区間
(北九州市八幡東区大字大蔵から河口)
- (6) 指定の前提となる計画降雨 板櫃川流域(基準地点 千房橋)の
24時間総雨量328mm
- (7) 関係市町村 北九州市
- (8) その他の計算条件等
 - ①はん濫計算は、対象区域を50mメッシュに分割して、これを1単位として浸水位を計算しています。
 - ②浸水想定区域や浸水深は、はん濫計算結果をもとに各計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、1/2500の地形図上の地形、連続盛土構造物(道路や堤防など)を考慮して図化しています。

*水位周知区間とは、避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)への到達情報を通知及び周知する区間。



板櫃川水系板櫃川 浸水想定区域図